

寄附禁止のルール

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています。

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

みんなで徹底しよう



三ない運動

贈らない! 求めない! 受け取らない!

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

政治家の寄附禁止の対象

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



- 政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。
 - **4 後援団体の寄附の禁止**
後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかに関わらず処罰されます。
 - **5 年賀状等のあいさつ状の禁止**
政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。
 - **6 あいさつを目的とする有料広告の禁止**
政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めることも処罰されます。
- 社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

- 左記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。
- **1 政治家の寄附の禁止**
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- 政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります）。
- 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています（選挙に関してなされた場合や、通常の社交の程度を超えている場合は処罰されます）。
- **2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
政治家に対して寄附をしようとする政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- **3 政治家の関係団体の寄附の禁止**
政治家が役員や構成員である団体や会

※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。